なお、別表６－２－１「一般更生債権弁済計画表（広島中央ゴルフクラブ会員預託金）」のゴルフ会員債権者が複数の会員契約を有する場合は、会員契約ごとに上記の退会届の提出の有無の選択を行うことができる。

⑵　プレー権の取扱

継続会員債権者の「広島中央ゴルフクラブ」のプレー権は、継続会員債権者がアコーディアＡＨ３４に承継される会員契約に基づき会員たる資格を有する限りにおいて存続する。ただし、存続する権利の内容は、別表12―１「新広島中央ゴルフクラブ会則」、別表12―２「新広島中央ゴルフクラブ細則」及び別表12―３「新広島中央ゴルフクラブ入退会規約」（以下「広島中央新会則等」という）の定めるとおりに変更される。なお、継続会員債権者は、プレー権が存続する限り、同時に広島中央新会則等に基づく年会費の支払義務その他の会員の義務を継続して負担し、これらの義務を履行しない場合は、広島中央新会則等に従い、広島中央ゴルフクラブのプレー権は停止され又は失われる。

第３款　一般更生債権のうち「芸南カントリークラブ」のゴルフ会員債権者の債権の権利の変更及び弁済方法

１　確定債権

「芸南カントリークラブ」のゴルフ会員債権者について確定した更生債権は以下のとおりである。

1,632件　　1,132,090,000円

別表６－３－１（芸南カントリークラブ会員預託金・正会員）、別表６－３－２（芸南カントリークラブ会員預託金・平日会員）及び別表６－３－３（芸南カントリークラブ会員預託金（退会者））

２　権利の変更及び弁済方法

別表６－３－１「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・正会員）」、別表６－３－２「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・平日会員）」及び別表６－３－３「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金（退会者））」の預託金債権は、以下のとおり２回に分けて弁済する。ただし、当該債権者の更生会社に対する年会費等の未払金債務が存在する場合には、以下の権利の変更後の債権額から当該未払金債務の合計額を差し引いた金額を支払う。

⑴　第１回目の弁済

一般更生債権に対する第１回目の弁済として、確定更生債権額の40％を、別表６－３－１「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・正会員）」、別表６－３－２「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・平日会員）」及び別表６－３－３「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金（退会者））」記載のとおり、一般更生債権第１回弁済日に弁済する。

ただし、新芸南カントリークラブ（更生会社から中国新聞文化事業社が「芸南カントリークラブ」を事業譲渡の方法により譲り受け、同社において新たに芸南カントリークラブの名称で運営するゴルフクラブをいう。以下同じ）においてプレーの継続を希望する者は、下記第３項⑵の手続に従って、以下の①及び②に定めるとおりの金額を代理受領する権限を中国新聞文化事業社に付与するものとする。

①　別表６－３－１「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・正会員）」のゴルフ会員債権者については、かかる第１回目の弁済金と金20万円のうちいずれか小さい金額

②　別表６－３－２「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・平日会員）」のゴルフ会員債権者については、かかる第１回目の弁済金と金15万円のうちいずれか小さい金額

⑵　第２回目の弁済

一般更生債権に対する第２回目の弁済は、一般更生債権第２回弁済日に、第１款第２項⑷を準用して行う。

ただし、新芸南カントリークラブにおいてプレーの継続を希望する者は、下記第３項⑵の手続に従って、以下の①及び②に定めるとおりの金額を代理受領する権限を中国新聞文化事業社に付与するものとする。

①　別表６－３－１「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・正会員）」のゴルフ会員債権者については、上記⑴ただし書①に従って代理受領する権限を中国新聞文化事業社に付与した金額が金20万円に満たない場合、かかる第２回目の弁済金。ただし、代理受領する権限を中国新聞文化事業社に付与する金額は、当該第２回目の弁済金と上記⑴ただし書①記載の金額とを合わせて金20万円を上限とする。

②　別表６－３－２「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・平日会員）」のゴルフ会員債権者については、上記⑴ただし書②に従って代理受領する権限を中国新聞文化事業社に付与した金額が金15万円に満たない場合、かかる第２回目の弁済金。ただし、代理受領する権限を中国新聞文化事業社に付与する金額は、当該第２回目の弁済金と上記⑴ただし書②記載の金額とを合わせて金15万円を上限とする。

⑶　一般更生債権第２回弁済日に、確定一般更生債権額から上記⑴及び⑵に基づいて弁済した金額の合計額を控除した残額について免除を受ける。

３　プレー権の喪失と付与

⑴　当然退会・プレー権の喪失

別表６－３－１「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・正会員）」及び別表６－３－２「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・平日会員）」のゴルフ会員債権者は、芸南カントリークラブ事業譲渡日（第９章第２節第４項の譲渡日をいう。以下同じ）において、芸南カントリークラブを当然に退会し、更生会社に対するプレー権を失う。

⑵　プレー権の付与の要件（入会申込み及び入会の条件・手続）

別表６－３－１「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・正会員）」及び別表６－３－２「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・平日会員）」のゴルフ会員債権者のうち、新芸南カントリークラブにおけるプレーの継続を希望する者は、次に定める条件及び手続に従って会員権（以下「新芸南会員権」という）を取得し、新芸南カントリークラブにおけるプレー権を取得することができる。

ア　更生計画認可決定確定後１ヶ月を目途として別途管財人が定める日（以下「入会申込期限日」という）までに、別表13「新芸南カントリークラブ会則」を承認のうえ、中国新聞文化事業社所定の手続に従い、入会申込をすること。ただし、この入会申込みにあたっては、入会申込期限日までに、更生会社に対する平成22年度までの間の年会費の支払その他一切の債務が履行されていることを条件とする。

イ　別表６－３－１「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・正会員）」のゴルフ会員債権者については、前記第２項⑴に基づく第１回目の弁済金及び同項⑵に基づく第２回目の弁済金の合計額（ただし、金１万円未